

○農産物規格規程（抜粋）

第一 国内産農産物
十一 そば
八 品位

(イ) 普通そば (ロ)に掲げるものを除く。

等級	項目	最低限度		最高限度			
		容積重 (グラム)	形質	計(%) 被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	異種穀粒(%) 異物(%)		
一等		六一〇	一等標準品	一六・〇	五	一	〇
二等		五九〇	二等標準品	一六・〇	一五	二	〇
三等		五七〇	三等標準品	一六・〇	二五	三	一

規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

(ロ) 普通そば (四倍体)

等級	項目	最低限度		最高限度			
		容積重 (グラム)	形質	計(%) 被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	異種穀粒(%) 異物(%)		
一等		六〇〇	一等標準品	一六・〇	五	一	〇
二等		五七五	二等標準品	一六・〇	一五	二	〇
三等		五五〇	三等標準品	一六・〇	二五	三	一

規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそば (四倍体) であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

(ハ) だったんそば

等級	項目	最低限度	最高限度		
			水分(%)	計(%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物
一等	一等標準品	一五・〇	五	一	〇
二等	二等標準品	一五・〇	一五	二	〇
三等	三等標準品	一五・〇	二五	三	一

規格外—一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの

附

- 一 普通そば（四倍体）及び種子そば（四倍体）の規格は、みやぎおおつぶ及び信州大そばに適用する。
- 二 普通そばには、だったんそばが〇%を超えて混入してはならない。
- 三 だったんそばには、普通そばが、一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
- 四 種子そばの規格は、都道府県知事が指定する採種ほで生産されたものについて適用する。
- 五 種子そばには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 六 包装には、生産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 比重—ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 容積—充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。
- 四 水分—常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度に乾燥したものを除く。
- 五 被害粒—損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒等）をいう。ただし、普通そばにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度に乾燥したものを除く。
- 六 未熟粒—成熟していない粒をいう。
- 七 異品種粒—その品種以外のそばの粒をいう。
- 八 異種穀粒—そばを除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物—穀粒を除いた他のものをいう。
- 一〇 発芽率—摂氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。